

玄海町農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

6 人（下表のとおり区域ごとに募集人数を定める）

区域名	区域の詳細	募集人数
第1区	小加倉・有浦下・有浦上・長倉・諸浦・藤平	2人
第2区	新田・牟形・大鳥・轟木・座川内・湯野尾・田代	2人
第3区	値賀川内・仮立・中通・下宮・外津・普恩寺・平尾・浜野浦・大藺・石田・花の木・栄・仮屋	2人

※農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦を受け、または応募することができますが、他市町も含めて両委員を兼ねることはできません。

2 任 期

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日）から令和11年7月19日まで

3 身分及び報酬の額

玄海町の特別職の非常勤職員として、年額198,000円

※上記報酬に加え、活動実績、成果実績に応じた能率報酬を年額として払う。

4 職務内容

農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。

5 推薦を受け、又は応募ができる方

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者です。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- （1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）玄海町暴力団排除条例第2条4号に規定する暴力団等
- （4）推薦をし、又は応募しようとする区域内に住所を有しない者。ただし、業務の遂行に支障がなく特別な事情があると認められるときは、この限りではない

6 推薦及び応募に係る手続き等

（1）申込方法

既定の様式に必要事項を記入の上、②の添付書類を添えて、郵送又は持参により、玄海町農業委員会事務局まで提出してください。（メールやFAXでの提出は不可です）
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

① 提出書類

- ・ 農業者等（個人）が推薦する場合 様式 1
- ・ 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 様式 2
- ・ 応募する場合 様式 3

② 添付書類

- ・ 上記 5（１）、（２）に関し、照会することの承諾書
- ・ 玄海町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱第 5 条に規定する誓約書

（２）提出書類の入手方法

次の窓口に備えるほか、下記のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
玄海町農業委員会事務局	〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地	0955-52-2198
玄海町役場 値賀出張所	〒847-1432 東松浦郡玄海町大字平尾 847 番地	0955-52-6101

《玄海町ホームページ》

<http://www.town.genkai.lg.jp>

7 受付期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）まで（1 1 月 1 4 日の消印有効）

※持参される場合は、町役場開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までに提出してください

※書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に玄海町ホームページ等により公表します。

8 選定方法

玄海町農業委員会委員候補者選定委員会を開催し、提出された書類をもとに推薦を受ける者及び応募する者の評価を行い、選定します。選定の結果については、文書で通知します。

9 情報の公表

推薦をする者、推薦を受ける者及び応募する者に関する情報は、募集期間の中間（1 1 月中旬）と期間の終了後（1 2 月中旬）に玄海町ホームページで以下の内容を公表します。

なお、生年月日、住所、電話番号は公表しません。

（１）個別の情報

- ① 推薦をし、又は応募する区域
- ② 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- ③ 推薦をする者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の該当推薦をする者の性格を明らかにする事項

- ④ 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
 - ⑤ 推薦又は応募の理由
 - ⑥ 推薦をする者が当該推薦を受ける者について玄海町農業委員会委員に推薦をし、又は応募する者が玄海町農業委員会委員に応募しているか否かの別
- (2) 申込者全体の情報
- ① 推薦を受けた者及び応募した者の数

10 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒847-1421

東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

玄海町農業委員会事務局

電話 0955-52-2198